

公立大学法人首都大学東京
平成 17 年度 年度計画

平成 17 年 7 月

公立大学法人首都大学東京

一目 次一

平成17年度 年度計画の基本的な考え方	1
I 計画の期間及び法人の組織	2
1 計画の期間	2
2 法人の組織	2
II 首都大学東京に関する目標を達成するためにとるべき措置	3
1 教育に関する目標を達成するための措置	3
2 研究に関する目標を達成するための措置	9
3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	10
III 産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置	12
IV 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、 東京都立短期大学に関する目標を達成するためにとるべき措置	13
1 教育に関する目標を達成するための措置	13
V 法人運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	14
1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置	14
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	14
3 人事の適性化に関する目標を達成するための措置	14
4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	15
VI 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	16
1 外部資金等の増加に関する目標を達成するための措置	16
2 授業料等学生納付金に関する目標を達成するための措置	16
3 オープンユニバーシティの事業収支に関する目標を達成するための措置	16
4 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	16
5 資産の管理運用に関する目標を達成するための措置	17
6 剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開に関する目標を 達成するための措置	17
VII 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するために とるべき措置	18
VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	19
1 広報活動の積極的展開に関する目標を達成するための措置	19
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	19
3 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	19
4 安全管理に関する目標を達成するための措置	20
5 社会的責任に関する目標を達成するための措置	20
IX 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	21
X 短期借入金の限度額	21

XI 剰余金の使途	21
XII 施設及び設備に関する計画	21
(別 紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	22
[別 表] 法人の組織	25

平成17年度 年度計画の基本的考え方

平成17年度から平成22年度までの6年間を計画期間とする中期計画を達成するため、平成17年度において取り組むべき事項を年度計画として定め、着実な事業展開を図る。平成17年度は開学した首都大学東京を円滑に運営し早期に軌道に乗せるとともに、今後の発展に向けた確かな礎を築く。特に以下の事業を法人の重点事業として位置づけ、戦略的に取り組む。

- ・特色ある教育課程（基礎ゼミナール他）、運営委員会の立上げ、学生サポートセンター、産学公連携センター、オープンユニバーシティ、都との連携施策、人事給与制度など、新たに開始する大学改革の取組みについて、早急に実施体制を確立し、着実に実施する。あわせて実施状況を検証し今後の発展のために必要な措置を講じる。
- ・新大学院、産業技術大学院大学、新分野・新コース開設など、来年度以降の改革を一層進めるための取組みについて、着実に準備を進めるとともに、必要な措置を講じる。
- ・教育、研究、社会還元、学生支援、業務運営に関し、各部署において、大学の特色、「強み」を積極的に抽出かつ自ら発掘し、それらを効果的な方法で、受験生、保護者、企業など広く社会に訴える。

I 計画の期間及び法人の組織

1 計画の期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

2 法人の組織

別表のとおりとする。

II 首都大学東京に関する目標を達成するためのべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組み

【入学者選抜】

○学部の入学者選抜

- ・平成18年度入試に向け、首都大学東京（以下、「大学」という。）の基本理念を踏まえたアドミッション・ポリシー（全学、学部ごと、募集単位ごと）をまとめ、大学案内、ホームページなどで公表する。
- ・志願者の持っている能力・資質をきめ細かに評価できる多様な入学者選抜を実施する。
- ・入試委員会（入試制度検討部会）において入学者選抜方法と入学後の成績との相関関係等について多角的な調査・分析を行い、20年度以降の入試制度の基礎資料とする。
- ・創造性豊かな学生を受け入れるべく、平成19年度入試についての基本方針を7月半ばまでに定め、公表する。また、20年度以降の中長期の入試制度について、入試制度検討部会で中間報告をまとめる。

○大学院の入学者選抜

- ・平成18年度に実施する研究科の再編を踏まえ、入学者選抜については各研究科の特性に応じた工夫を行う。

○入試広報

教員と事務職員の連携を強化し、以下の取組みを実施する。

- ・6,500名参加を目途に、オープンキャンパス（大学説明会、キャンパス散歩など）は受験生が参加しやすい夏休み期間中に複数回実施する。
- ・ホームページの内容は、入試情報のほか、学生生活など受験生が知りたい情報を加え、より一層の充実を行う。
- ・質の高い志願者の増加につなげるため、進学ガイダンスは全体参加者、相談者が多い会場（8回程度）を中心に、教員による教育・研究内容の説明など内容の充実を行う。
- ・40校を対象に、指定校、実績校を主に高校訪問を積極的に実施する。高校訪問の際に、入試科目数、競合校、出願基準等に対する高校側の情報を収集する。
- ・受験情報誌への入試情報提供に加え、受験生に影響力のある雑誌へは積極的な記事の掲載等の広報を行う。
- ・主に大学説明会の開催時期に合わせ鉄道広告（電車中吊り、駅貼りポスターなど）を実施する。
- ・携帯サイトの立ち上げなどインターネットによる情報提供を行う。
- ・高大連携の一環としてサマーキャンパスや出張講義の充実について検討する。
- ・学部・大学院の特性に応じた適切な広報活動を行う。

【教育課程・教育方法】

～学部教育における取組み～

○大学の基本理念を実現するため、下記の取組みを行う。

- ① 単位バンクシステムの導入
 - ・単位バンクシステムを開始する。
- (ア) 運営組織の整備

- ・学長室を中心に、①学位設計委員会、②科目登録委員会、③学修カウンセラー、により構成される「単位バンク推進組織」を設ける。
- ・学長室に「単位バンク推進担当」を置く。

(イ) 登録科目的拡大

- ・大学の全ての学部科目を科目登録し、授業科目の内容を公開する
- ・単位互換など既存の制度を活用し、システムデザイン学部を中心に他大学の授業科目等の認定を開始する。
- ・大学院の科目について、導入に向けた検討を行う。

(ウ) 運営のための環境整備

- ・電子シラバスなどカリキュラム設計を支援するシステムの整備を進める。

② 基礎ゼミナールの導入

- ・全学共通の必修科目（2 単位）として、1 年前期に基礎ゼミナールを導入する。
- ・「都市文明講座」（最初の 5 回の講義）と各クラスに分かれての「基礎ゼミナール」（引き続いての 10 回のゼミ）で構成する。
- ・「都市文明講座」では、都市に関わるテーマについて、オムニバス形式の講義を行う。（4 月中に全 10 回開講、学生は 2 群に分かれ、それぞれ 5 回受講）
- ・「基礎ゼミナール」は 74 クラス開講し、1 クラス原則 25 人の少人数ゼミとして、参加者がそれぞれのテーマに応じた調査・研究を行い、その成果を口頭発表させる。
- ・実施状況を検証し充実に努める。

③ 都市教養プログラムの導入

- ・全学共通の必修科目（14 単位）として、都市教養プログラムを導入し、前期に 61 コマ後期に 72 コマを開講する。
- ・都市にかかわる 4 つのテーマ（「文化・芸術・歴史」「グローバル化・環境」「人間・情報」「産業・社会」）に沿って学際的、総合的に学ぶものとする。
- ・科目の配置や内容等、実施状況を検証し充実に努める。

④ 実践的英語教育の導入

- ・全学共通の必修科目（8 単位ただし健康福祉学部は 6 单位）として、実践英語科目（実践英語 I～III）を導入する。
- ・今年度は、前期に「実践英語 I Aa」（日本人教員）と「実践英語 I Ab」（Native Speaker of English 講師）、後期に「実践英語 I Ba」（日本人教員）と「実践英語 I Bb」（Native Speaker of English 講師）をそれぞれ 75 クラス、全 300 コマ開講する。
- ・入学時にクラス編成テストを実施し、レベル別にクラス分けを行う。
- ・1 クラス原則 25 人の少人数授業、Native Speaker of English 講師の活用により、英語の 4 つの力（「話す」「聞く」「書く」「読む」）に立脚した総合的な英語力を養成する内容とする。
- ・統一試験を行うことで実施状況を詳しく検証し、英語プログラムの充実に努める。

⑤ 課題解決型情報教育の導入

- ・全学共通の必修科目（2 単位）として、「情報リテラシー実践 I」と、選択科目（2 単位）として「情報リテラシー実践 II A」「情報リテラシー実践 II B」を導入する。
- ・「情報リテラシー実践 I」は、前期に 36 クラス（1 クラス原則 50 人）開講し、IT をツールとして活用し、情報の収集、分析、編纂、伝達・発信、コミュニケーションなど情報対応能力を向上させる内容とする。
- ・「情報リテラシー実践 II A」「情報リテラシー実践 II B」は、後期に 27 クラス開講し、より進んだ課題の解決に挑戦する内容とする。
- ・実施状況を検証しニーズに対応しつつ充実に努める。

⑥ 体験型インターンシップの導入

- ・東京が抱える多様・広範な実務や実態に直接触れ、その現状に対する認識を深める内容とし、選択科目（2 単位）として受入箇所 78 箇所、受入人数 400 名程度で実施する
- ・夏季集中授業期間中に事前ガイダンスを履修し、夏季休業期間中に 2 週間程度の実習を行う。
- ・早期に全学生の実習が実現できるよう、都庁及び都の外郭団体をはじめとして、新たな実習先の確保を進める。

○専門教育の充実

次の点について全学的な方針を定めた上で、その方針に基づき、学部・学科・系・コースごとに具体化を図る。

- ① 育成する人間像
- ② ①に基づく教育方法及び実施計画
- ③ 専門的な知識の習得能力・洞察力・探求力の育成向上のための専門科目の構成・内容等の点検

○分散型キャンパスへの対応

- ・分散キャンパスに対応する教育提供について、18 年度の実施策を確定する。

～大学院教育における取組み～

○大学院の教育の着実な実施

平成 17 年度の研究科構成によるカリキュラムを着実に実施する。

○研究科の再編

- ・平成 18 年 4 月の研究科の再編に向けて、文部科学省への設置手続き、広報活動、入学試験等、必要な準備を着実に行う。
- ・研究科の再編成において、新大学院設置の理念及び研究科ごとの特性を十分踏まえ、研究科・専攻・教育課程ごとに、育成する人材像・主な進路、各課程の趣旨・目的に照らし、課程修了までのプロセスを明確にし、体系的な知識の修得と専門分野の研究技法、技術の修得とのバランスの取れた教育課程編成に取り組む。

○大学院における社会人のリカレント教育

- ・社会人向けのコースの設定、夜間開講の実施など、社会人のリカレント教育ニーズに応えるための制度の検討を行う。

【教育の質の評価・改善】

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施

- ・各学部、基礎教育センター等から選出された委員で構成する FD 委員会を設置し、効果的・効率的な FD の検討を行い、順次実施する。
- ・学生の声を受け止め、学生による評価を授業の改善に反映させる仕組みについて検討する。
- ・都市教養プログラムなどにおいて、学生による授業評価アンケートを実施する。

○自己点検・評価（教育研究分野）の実施

- ・自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価の仕組みを確立し、平成 18 年度早期に実施できるようにする。

- ・自己点検・評価結果について、上記委員会及び教育研究審議会で改善策を検討し、教育現場に反映させる仕組みを構築する。

○成績評価基準の作成

- ・各学部において、成績分布状況を詳細に検討し、成績評価基準作成に向けた準備を行う。
- ・各学部等は、学生からの成績評価に関する問い合わせに対し、正確性と公平性を担保するための対応措置を検討する。

○情報の公表

- ・授業科目について、全ての科目の内容を科目登録委員会で定めた基準に基づき、H P上で公開する。

(2) 学生支援に関する取組み

○学生サポートセンターの設置

- ・学生サポートセンターを設置する。
- ・学生に対する支援をサービスとして明確に位置づけ、学生ニーズを的確に把握しながらその質の向上に取り組む。
- ・すべての学生が有意義な学生生活を円滑に送るとともに、進路を主体的に決定できるよう、教員と学生サポートセンター、基礎教育センターが密接に連携して指導・支援を行う。
- ・目標設定に悩む学生に対して、履修相談・就職相談・適応相談・教員のオフィスアワーなどによるきめ細かな指導・支援を行う。

【学修に関する支援】

○履修相談体制の整備

- ・望ましい履修や進路選択をアドバイスする「学修カウンセラー」を設置する。
- ・専門領域に関する相談に対応するため、学部教員の相談体制を強化する。
- ・各窓口・教員・学修カウンセラーは基礎教育センターと連携を進め、きめ細かな指導・支援を行う。
- ・各学部等は、教員のオフィスアワーを設けるなど、学修に関するきめ細かな指導・支援を行う。

○図書情報センターによる学修支援

- ・全学で協力・連携して、教育研究用書籍及び雑誌、電子ジャーナル、オンラインデータベース等の効果的かつ効率的な整備を進める。
- ・利用者の便益を損なわないよう、休業期間を利用して一斉蔵書点検、整理を行う。
- ・司書の資質向上を図るため、外部機関で実施する専門研修に計画的に参加し、レファレンス機能を充実させる。
- ・主に新入生を対象とした図書情報センター利用オリエンテーション、教員・院生を対象にした電子ジャーナル操作講習会などの利用者教育を実施する。
- ・大学図書館間の相互貸借を有効に活用し、幅広い学術情報の提供を行う。
- ・利用者のニーズを的確に把握・分析し、それをもとに業務の見直しを行う。

【学生生活支援】

- ・奨学金に関する情報提供や手続き、アルバイト情報等の紹介、健康診断、医務室での健康相談等を実施する。

- ・大学行事やサークル活動等、学生の自主的な諸活動を積極的に支援する。
- ・成績が特に優秀な学生に対する授業料減免制度の導入に向けて、制度構築を行う。

【就職支援】

- ・就職支援システムを各キャンパスと連携して構築する。
- ・学生一人ひとりの能力、適性、資格、免許等に十分に配慮したきめ細かな支援を行うため、個々の学生カウンセリングや就職支援委員会を通じて、情報交換及び情報の共有化を行うなど、就職カウンセラーや就職相談員と各学部・研究科との協力体制を強化する。
- ・大学低学年からのキャリア形成・就職支援を行うため、教員、学修カウンセラーと連携・協力してキャリア形成プランを策定し、このプランを踏まえた就職支援ガイダンス・講座等を企画・実施する。
- ・各キャンパス学生の就職・インターンシップを支援するため、the Tokyo U-club、同窓会との連携を図りながら、企業開拓を行う。
- ・外国人留学生に対する就職ガイダンスを実施し、支援していく。

【留学支援】

- ・海外への留学を希望する学生に対し、事前相談、情報提供などきめ細かな支援を行う。
- ・留学生・留学委員会において、海外への留学を希望する学生に対する支援方針や支援計画を定める。
- ・国際交流委員会を中心に、4大学の交流協定校との交流内容等を検討し、交流先にふさわしい大学との学生交流協定を早期に締結する。

【外国人留学生支援】

- ・国際交流会館の活用（会館の会議室の利用やさまざまなプログラム提供など）、チューター制度の実施、住居斡旋、外国人留学生相談などを行う。
- ・外国人留学生のニーズを的確に把握し、支援の質の向上に取り組む。
- ・外国人留学生に対し、初級から超上級（アカデミックレベル）まで、各学生の日本語レベルに応じた日本語学習支援・日本事情教育を実施する。
- ・留学生・留学委員会において、外国人留学生に対する具体的な支援方針や支援計画を定める。

【適応相談】

- ・大学生活で生じるさまざまな悩みや、対人関係・性格・心理適応上の問題などに対して、学生相談室において、専門の心理カウンセラーが個別カウンセリングを実施する。

- ・特に、精神的に不安定な学生については、指導教員や学内諸機関と連携を図り、きめ細かい対応を行う。
- ・学生相談室で、能力開発のためのカウンセリングや心の健康増進教育等を実施する。
- ・全キャンパスでの適応相談の新たな仕組みの実施に向け、内容・件数等を調査し、検討を進める。

【支援の検証】

○定期的かつ継続的な検証

- ・各種支援に対する学生へのアンケートを実施する。
- ・支援内容を検証し、改善を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の内容等に関する取組み

○研究の方向性

- ・教員一人ひとりが、中期計画期間中に確実な成果を実現することを目指し、それぞれの専門分野における研究を推進する。その際、大学の使命及び学術の体系化の双方を意識する。
- ・大都市の課題解決に資するため、先端的、学際的研究に取り組むとともに、長期的視野に立脚した課題に取り組む。
- ・東京都の試験研究機関や他大学などとの共同研究・共同プロジェクトを推進し、大都市の諸問題の解決に貢献する。
- ・教育研究審議会や経営・教学戦略委員会において、重点研究分野の検討、設定を行う。

○海外の研究機関との連携

- ・海外の大学や試験研究機関と連携し、アジアをはじめとする世界の都市問題の解決に貢献する。

○研究成果の社会への還元

- ・学術論文の発表、学会活動、オープンユニバーシティでの講座の提供等により、研究成果を幅広く社会へ発信する。
- ・自治体等との連携を積極的に進め、研究成果を広く社会に還元する。

○研究成果の評価

- ・研究目標を明確にしたうえで、研究成果について、研究分野に応じた適切な評価ができる制度を検討する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する取組み

○研究者の相互交流

国内外の大学、研究機関等との間で、研究者の相互交流を行う。

○研究費の配分

- ・基本研究費のほかに、傾斜配分研究費（競争的配分）を設け、全学又は学部ごとに定めたテーマに対し、研究費を配分する。
- ・18年度以降に向け、より効果的な制度とするため、研究費評価・配分委員会において、検討・改善を行う。

○外部資金等の獲得

- ・企業等からの外部資金や、科学研究費補助金、その他の国の競争的資金を積極的に獲得するための体制を検討し、順次実施する。
- ・平成18年度科学研究費補助金の申請に当たっては、研究計画調書の質の向上、教員数を上回る申請件数をめざす。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 産学公連携に関する取組み

○産学公連携センターの設置

- ・公募研究の積極的な情報収集、产学共同研究プロジェクトの企画・選定、研究支援体制の整備・充実、知的財産の適切かつ戦略的な管理・運用、東京都や企業、他の試験研究機関等とのネットワークの構築による技術移転などを積極的に推進し、全学的な外部資金の獲得体制を整備し、大学の研究成果を産業界へ積極的に還元するため、産学公連携センターを設置する。

○産学公連携の強力な推進

- ・大学の研究成果をデータベース化し、企業等に分かりやすい情報提供を行う。
- ・最新の企業ニーズ情報を教員に提供できる環境の整備について検討を行う。
- ・民間企業等で豊富に経験を持つコーディネーターを配置し、大学の研究成果と企業ニーズのマッチングを図り事業化を促進する。
- ・他大学や研究機関と連携を図り、研究情報の共有化を進める。
- ・技術相談等を通して企業ニーズ等の把握に努め、受託研究・共同研究等を充実し、年間250件を目標とする。
- ・区部における連携を強化するため、情報・技術が集積する秋葉原に拠点を設置する。
- ・都と連携し、中小企業と大学の連携促進に向け積極的なネットワーク構築を進める。

○産学公連携の共同研究等を推進する方策

産業振興に資するため、産学公連携センターで戦略的に実施する事業をリーディング・プロジェクトとして選定し、大学全体での研究推進に取り組む。

○知的財産の管理・活用

- ・技術移転等の可能性が高い知的財産については権利化を速やかに進める。
- ・特許について、年間30件の出願をめざす。
- ・企業等への技術移転から得られた収入の一部を発明者に還元する仕組みを整備する。

(2) 都政との連携に関する取組み

○都との連携事業の推進

都に対して、都と連携可能なプロジェクトを提案した上で、各局に対する事業化に向けた働きかけを積極的に行う。

- ・平成17年度については、事業化された14件（7局）を着実に実施する。
- ・平成18年度に向けては、17年度を上回る事業化に向けて、各局との調整を行う。

○都の試験研究機関や博物館・美術館などとの連携

- ・オープンユニバーシティにおいて、環境局、東京都歴史文化財団などとの連携講座を提供する。
- ・文化施設等連携推進委員会を設置し、大学と都の文化施設等との連携について、検討を行う。
- ・それぞれの機関の職員と大学の学生及び教員の交流に向けた検討を行う。

(3) 都民への知の還元に関する取組み

○生涯学習、継続学習のニーズへの対応（オープンユニバーシティ）

- ・広く都民を対象にした教養講座や社会人などを対象にしたキャリアアップ・リカレントを目的とした講座を、150講座程度開設する。

○日本語教育講座等の開設（オープンユニバーシティ）

- ・多様な日本語学習者を指導する教育ボランティアや日本語教員等向けの日本語教育講座を実施する。
- ・マルチメディアなどを利用した日本語遠隔教育システムの開発を検討する。

○オープンユニバーシティの都心展開

- ・都民等が通所しやすい飯田橋キャンパス（東京区政会館）を中心に講座を展開する。

○オープンユニバーシティの講座の定期的な改善・見直し

- ・受講者アンケートなどに基づき、ニーズの把握や内容の工夫を図る。
- ・応募者が一定の基準に満たない講座について、より参加者の見込める講座を企画・実施するなど、改善・見直しを図る。

○一般開放・学術情報の発信（図書情報センター）

- ・都内在住・在勤者を対象に、平成17年10月を目途に本館での貸出を開始するなど、都民開放の拡大を行う。

Ⅲ 産業技術大学院大学に関する目標を達成するためにとるべき措置

平成 18 年 4 月の産業技術大学院大学の開学に向けて、以下の取り組みを着実に行う。

○ 開学準備体制の構築

産業技術大学院大学教学準備会議を設置して、教学全般の方針を決定するとともに、産業技術大学院大学設立準備部会を設置して、教学全般の具体的な内容を検討する。

○ 産業技術大学院大学の設置認可

6 月末に文部科学省に対して、専門職大学院としての産業技術大学院大学の設置認可申請を行い、11月末の設置認可を目指す。

○ 開学準備業務の実施

- ・本学の広報活動を幅広く展開し、設置認可後早期に学生を募集し、入学試験を行い、一定レベル以上の専門的知識を有する学生を確保する。
- ・教育課程の編成、教務システムの構築、改修工事や備品購入などの施設の整備など、開学準備業務を確実に実施する。

○ 教育研究実施体制の整備

- ・産業界のニーズを把握し、迅速かつ柔軟に教育に反映させるため、産業界の代表者を中心に構成する運営諮問会議（仮称）を設置し、企業との連携を深める。
- ・首都大学東京をはじめ、他大学との教育研究資源の相互活用などを検討する。

○ 社会貢献の実現

- ・企業ニーズや技術革新に適時的確に対応する講座等を提供し、共同研究や共同事業を推進することを目的として、平成 18 年 4 月にオープンインスティテュートを設置する。
- ・都内中小企業の活性化を実現するため、IT 分野や創造技術分野での共同研究や共同事業を検討する。

IV 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学に関する目標を達成するためのべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組み

- ・東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学に在学する学生・院生に対し、履修指導をはじめ、教育課程の保障のための的確な措置を講ずる。

(2) 学生支援に関する取組み

学生サポートセンターにおいて履修相談、就職支援、適応相談など学生支援を行う。

○履修相談

- ・履修相談を行い、きめ細かく指導・支援を行う。

○就職支援

- ・就職支援システムを各キャンパスと連携して構築することにより、卒業後の進路について100%把握を行う。
- ・学生一人ひとりの能力、適性、資格、免許等に十分配慮したきめ細かな支援を行うため、個々の学生カウンセリングや就職支援委員会を通じて、情報交換及び情報の共有化を行うなど、就職カウンセラーや就職相談員と各学部・研究科との協力体制を強化し、学部卒業生の就職・進学率100%をめざす。
- ・各キャンパス学生の就職・インターンシップを支援するため、the Tokyo U-club、同窓会との連携を図りながら企業開拓を行う。
- ・卒業生に対して一定期間の追跡調査を行い、就業状況等を把握する仕組みの整備に着手する。

○適応相談

- ・学生相談室において、専門の心理カウンセラーが個別カウンセリングを実施する。

V 法人運営の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

○戦略的な法人運営制度の確立

- ・法人全体の企画立案機能を強化するため、経営企画室を設置する。
- ・教育研究の活性化及び効果的・効率的な経営の実現のための戦略や実施方策を検討するため、経営・教学戦略委員会を設置する。
- ・経営的な視点からの財務分析に基づき戦略的な人員、予算の配分システムを確立するため、実態把握と課題抽出を行う。

○効率的な法人組織の整備

- ・教員役職者の兼務、審議組織の一体的運営などにより各大学の効率的運営を図る。
- ・4大学の業務縮小に合わせ、組織・役職の計画的整理を実施する。

○迅速な意思決定の仕組みの構築

- ・理事長、学長、部局長の迅速な意思決定やリーダーシップを補佐する組織として、専門的な事項を検討・審査する「運営委員会」を設置する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○学部教育における新分野の構築

平成18年度以降の新コース開設へ向けた取組みを進める。

- ① 平成18年度のインダストリアルアートコースの開設に向け、文部科学省への届出、広報活動、入学試験など、必要な準備を着実に行う。
- ② 平成19年度の都市政策コースの開設に向けて、着実に検討を行う。
- ③ 観光・ツーリズムコース（仮称）（世界有数の大都市であるとともに豊かな自然をあわせもつ東京の特色をふんだんにした新しいコース）の内容について、検討部会を設置し、検討を行う。

○教育研究組織の定期的な見直しのシステムの確立

- ・教育研究組織に関する定期的な自己点検・評価、外部評価の仕組みづくりなどの準備を行う。

○部局長のリーダーシップの確立

部局長と教授会の関係や部局長を補佐する体制について、規則で明文化する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○適切な現員管理を行い、人件費総額の節減に努める。

○教員への任期制・年俸制、業績評価制度の導入

- ・教員の人事給与制度として、任期制・年俸制を導入する。
- ・年俸制、業績評価制度の詳細設計を行う。

○戦略的な教員人事の実施

- ・人事委員会、教員選考委員会を有効に活用して、法人全体の人事の方針や計画に基づく戦略的な教員人事を実施する。
- ・研究機関等からの任用拡大や外部招聘人事などの検討を行う。

○教員採用における公平性・透明性の確保

- ・教員採用について、原則として、公募制により実施する。

○勤務時間管理の弾力化

- ・裁量労働制の導入や兼業・兼職の基準緩和を行う。

○固有職員等の活用

- ・業務の内容に応じて、固有職員・人材派遣職員の適切な活用を図る。
- ・都派遣職員・固有職員・人材派遣職員の職務内容に応じ、適切な役割分担を図り、都派遣職員数の縮減について、業務運営の状況等を勘案しつつ、計画的に進めるための検討を行う。

○固有職員の人事給与制度の整備

- ・優秀な固有職員を確保するため、固有職員の人事給与制度について、平成20年度導入に向けて、整備を進める。

4 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置

○情報ネットワークの整備

- ・南大沢・日野・荒川・昭島・晴海・新宿・飯田橋・品川の各キャンパスを結ぶキャンパス間ネットワークの整備を進める。
- ・インターネット回線速度の向上と経費の削減を行う。

○効率的な執行体制に向けた定期的な事務組織の見直し

- ・各大学の事務執行の効率化を図るため、学年進行にあわせ、学内事務組織の見直しを行う。

○アウトソーシングの活用

- ・効率的な業務執行を図るため、業務委託や人材派遣などを積極的に活用する。

VI 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金等の増加に関する目標を達成するための措置

○全学的な外部資金等の獲得

- ・企業等からの外部資金獲得額について年間10億円を目標とする。
- ・科学研究費補助金など国の競争的資金の獲得件数について、年間350件を目標とする。
- ・産学公連携センターにおいて、全学的な外部資金等の獲得体制を整備する。
- ・外部資金獲得を促進するため、資金を獲得した教員等に対し外部資金獲得に向けたインセンティブを付与する仕組みの整備に着手する。
- ・活用可能性が高い知的財産については権利化を速やかに進める。

○寄附金の獲得

- ・教育研究環境の充実のため、寄附金の獲得に向け、受入手続などを整備し、外部に積極的に働きかける。
- ・寄附金を基金にした奨学金制度の創設について検討する。

2 授業料等学生納付金に関する目標を達成するための措置

○授業料等学生納付金の適切な料額決定及び確保

- ・授業料の減額免除については、優秀な学生の確保や、入学後の学生の学習意欲向上などの視点に立った仕組みの導入を検討する。
- ・平成18年度からの口座振替制度の導入に向けた準備を行う。

3 オープンユニバーシティの事業収支に関する目標を達成するための措置

- ・都民・受講者のニーズの観点から講座の内容・規模等を見直し、事業収支の改善に取り組む。

4 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○契約の合理化・集約化等による管理的経費等の節減

- ・契約期間の複数年度化や契約の集約化、入札時における競争的環境の確保、共同購入の仕組みの整備などについて検討し、可能なものから順次実施に移す。

○省エネの徹底

- ・キャンパスごとまたは部局ごとに省エネルギー対策を講じる。

○アウトソーシングの活用

- ・管理的な業務に関して、人材派遣職員の活用を行う。
- ・施設管理委託などについて、検討を行う。

○全学的なコスト管理の仕組み作り

- ・各部門などにおいて経費削減のインセンティブを与える仕組みの導入を検討し、順次実施する。

○業務改善

- ・IT化等の業務改善の推進に向け、検討を行う。

5 資産の管理運用に関する目標を達成するための措置

○施設利用の適正化

- ・学内施設利用の適正化、効率化を推進し、臨時的な業務や学外への貸付などに活用可能なスペースの拡大に取り組む。

○学内施設の貸付等有効活用

- ・受入方針や受入団体の基準などに基づき、積極的に学外への貸付等を実施する。

○建物・設備の計画的改修

- ・更新の必要がある老朽施設（建物・設備）について、施設改修計画を策定する。

○知的財産の有効管理・活用

- ・知的財産について、特許の維持経費にも配慮した効果的な運用を行う。

○効果的な資金運用・資金管理

- ・法人の安定的な資金運用・資金管理を行うため、法人独自の「資金管理基準」を作成する。
- ・資金運用・資金管理においては、安全性、安定性等を考慮し適正に行う。

6 剰余金の適切な活用による戦略的な事業展開に関する目標を達成するための措置

○剰余金の有効活用

- ・各年度の法人の剰余金のうち、都知事が経営努力等により生じたと認める分について、法人の戦略的な事業展開に活用できる仕組みを構築する。
- ・経費削減等の努力を行った部門に剰余金の一部を還元するなど、適切なインセンティブを与える仕組みを導入する。
- ・剰余金を法人としての重点事業に活用する仕組みを作り、その仕組みの中で教職員の意識改革が図れるような活用方法を検討する。

VII 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

○法人の年度計画の策定

- ・平成17年度の年度計画を7月までに策定する。
- ・平成18年度の年度計画を平成17年度内に策定する。

○部局の実施方針の策定

- ・各部局は、法人の中期計画・年度計画を具体化するため、今後定める法人の全体実施方針を踏まえて、部局の実施方針を策定する。

○自己点検・評価の実施

- ・平成18年度早期に各部局・法人の自己点検・評価を実施できるよう、自己点検・評価制度を確立する。

VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 広報活動の積極的展開に関する目標を達成するための措置

○広報戦略の策定

- ・広報委員会における検討を踏まえ、理事長・学長が総合的見地から法人の広報に関する具体的な戦略を策定する。
- ・広報に関する戦略に基づき、効果的なメディアを使いながら、広報活動を積極的に行う。
- ・費用対効果を検証し、弾力的な改善に取り組む。

○効果的な入試広報の実施

- ・入試委員会の中に設置する入試広報部会での検討を踏まえ、理事長・学長が総合的見地から年度の実施計画を策定する。
- ・広報に関する実施計画に基づき、教職員が一体となって、広報活動を実施する。
- ・実績の検証を行い、効果的な入試広報を実施する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 情報公開の推進に関する取組み

○学内情報の公開

- ・広報刊行物・ホームページなどを活用し、法人及び大学に関する情報発信を積極的に行う。
- ・財務諸表などの法人の経営状況等を示す資料や大学の教育研究活動等に関する資料などについて、ホームページなどで学内外に公開する。
- ・大学の教育研究活動等に関するデータベース整備の一環として、シーズ集を作成しこれを公開する。

○情報公開

- ・東京都情報公開条例に基づき、関係規程を整備し、情報公開請求に適切に対応する。

(2) 個人情報の保護に関する取組み

東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、関係規程や管理体制を整備し、適正な個人情報保護を行う。

3 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○施設の維持・保全計画の策定

- ・法人所有の施設（建物・設備）を良好に維持管理するため、適切な維持・保全計画の策定に着手する。

○老朽施設の計画的な維持更新

- ・更新の必要がある老朽施設（建物・設備）について、施設改修計画を策定する。
- ・施設費補助金等の改修財源を適切に確保する。
- ・南大沢キャンパスの中央監視盤改修及びR I 研究施設改修を着実に行う。
- ・日野キャンパス施設整備について、円滑な実施に向け、東京都との連携を行う。

○既存施設の適正かつ有効な活用

- ・既存施設について、利用状況を把握し、スペースの有効活用を進める。
- ・空き施設や休日のキャンパスなどについて、外部貸出などの効率的な活用を検討する。
- ・外部貸出にあたり、料金収入を施設の維持・管理費に充てることも検討する。
- ・キャンパス間の研究室等の移転について、施設の有効活用を図りつつ、円滑な実施に向け、準備を進める。

4 安全管理に関する目標を達成するための措置

○全学的な安全衛生管理体制の整備

- ・全学的な安全衛生管理体制を整備し、教職員や学生に対する安全教育を行う。
- ・放射線などの危険防止に向け、施設の点検等を徹底し、適切な維持保全を行うとともに、毒劇物等の保管状況の点検などの取組を適切に行う。
- ・実験廃液や廃棄物の適正処理など、環境保全に十分な配慮を行う。

○災害等に対する危機管理体制の整備

- ・大規模災害に備え、法人内部の危機管理体制を整備するとともに、地域や関連機関との連携体制を整備する。
- ・ライフラインや通信連絡手段の確保を図り、大規模災害発生時にも的確に対応できる体制を整備する。

○損害保険の設定

- ・事故や災害のリスクを踏まえ、法人の財産や人命等に係る損害保険を設定する。

5 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 環境への配慮に関する取組み

- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく「地球温暖化対策計画書」を策定し、温室効果ガスの排出削減に努める。
- ・教育研究活動により生じるものも含め廃棄物の適正管理を徹底する。

(2) 法人倫理に関する取組み

- ・セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント防止委員会を設置し、具体的かつ必要な配慮や措置をとる。
- ・部局ごとに研究安全倫理委員会を設置し、研究に対する倫理的な配慮を確保する。

IX 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
別紙

X 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

40 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかつた不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

XI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XII 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
南大沢キャンパス中央監視盤改修 南大沢キャンパス RI 研究施設改修	総額 3 9 百万円	施設費補助金

金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることがある。

(別 紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位 : 百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	15,127
施設費補助金	39
自己収入	5,113
授業料及入学金検定料収入	4,899
その他収入	214
外部資金	1,000
計	21,279
支出	
業務費	19,160
教育研究経費	11,858
管理費	7,302
施設整備費	39
外部資金研究費	1,000
自律化推進積立金	460
効率化推進積立金	620
計	21,279

[人件費の見積り]

期間中総額 11,621百万円を支出する。(退職手当は除く)

- 注) 自律化推進積立金は、法人の自律化の促進や不測の事態への対応を目的として積み立てる基金である。
- 注) 効率化推進積立金は、法人の効率的な運営の推進を図ることにより、今後の標準運営費交付金の遞減に備え、新たに生じる必要な需要に適確に応えることを目的として積み立てる基金である。

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	20,094
経常費用	20,094
業務費	17,434
教育研究経費	3,662
受託研究費等	916
役員人件費	90
教員人件費	10,280
職員人件費	2,486
一般管理費	2,402
減価償却費	258
収入の部	21,174
経常収益	21,174
運営費交付金収益	14,887
授業料収益	4,083
入学金収益	576
検定料収益	240
受託研究等収益	924
その他収益	214
資産見返運営費交付金等戻入	23
資産見返物品受贈額戻入	227
純利益	1,080
総利益	1,080

注) 総利益1,080百万円は、自律化推進積立金相当額と効率化推進積立金相当額である。

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	21,279
業務活動による支出	19,693
投資活動による支出	506
翌年度への繰越金	1,080
資金収入	21,279
業務活動による収入	21,240
運営費交付金による収入	15,127
授業料及入学金検定料による収入	4,899
受託研究等収入	1,000
その他の収入	214
投資活動による収入	39
施設費補助金による収入	39
前年度よりの繰越金	0

注) 翌年度への繰越金1,080百万円は自律化推進積立金相当額と効率化推進積立金相当額である。

[別 表]

1 教育研究組織

(1) 首都大学東京

学部
都市教養学部
都市環境学部
システムデザイン学部
健康福祉学部
大学院
人文科学研究科
社会科学研究科
理学研究科
工学研究科
都市科学研究科
保健科学研究科
基礎教育センター
オープンユニバーシティ

(2) 東京都立大学

学部
人文学部
法学部
経済学部
理学部
工学部
大学院
人文科学研究科
社会科学研究科
理学研究科
工学研究科
都市科学研究科

(3) 東京都立科学技術大学

学部
工学部
大学院
工学研究科

(4) 東京都立保健科学大学

学部
保健科学部
大学院
保健科学研究科

(5) 東京都立短期大学

学科
文化国際学科
経営情報学科 1 部
経営情報学科 2 部
経営システム学科
都市生活学科
健康栄養学科
専攻科
都市生活学専攻
健康栄養学専攻

2 事務組織

経営企画室
企画課
財務課
総務部
総務課
会計管理課
文系管理課
理系管理課
システムデザイン学部管理課
健康福祉学部管理課
晴海キャンパス管理課
学長室
都立短期大学管理課
産学公連携センター
学生サポートセンター
学生課
就職課
相談課
基礎教育センター事務室
教務課
入試課
オープンユニバーシティ
オープンユニバーシティ事務室
図書情報センター
図書情報センター事務室
文系事務部
学務課
晴海キャンパス学務課
理系事務部
学務課
システムデザイン学部事務部
学務課
健康福祉学部事務部
学務課
都立短期大学事務部
学務課